

原因分析報告書要約版公表方針の変更に関するご案内

原因分析報告書要約版（以下「要約版」）の公表について、分娩機関等と保護者から同意・不同意の意思を確認したうえで、本制度ホームページへ掲載してまいりますので、ご案内申し上げます。

1. 公表方針変更の経緯

- 1) 「要約版」は、特定の個人を識別できる情報や分娩機関を特定できるような情報を記載していないことから、これまでは個人情報には該当しないものとして、制度運営に関する高い透明性の確保および同じような事例の再発防止や産科医療の質の向上を図ることを目的に、本制度ホームページに掲載し、公表しておりました。
- 2) しかしながら、個人情報保護法の改正により、情報提供元において個人を特定できる場合は個人情報に該当するとの「提供元基準」が明確に示されたことにより、法律家や政府関係者から、「要約版」の公表は個人情報の第三者提供に該当するとの指摘を受けたことから、同意を得ていない「要約版」の公表を本年8月1日より一旦停止し、改めて法律家や政府関係者の見解も確認し、「要約版」の取り扱いについて検討してまいりました。
- 3) 「要約版」の公表は、公益性が極めて高く、同じような事例の再発防止および産科医療の質の向上に広く寄与することから、「公衆衛生の向上」を目的とした個人情報の第三者提供にあたると考えられ、また、公表のための同意取得については、保護者や分娩機関・関連医療機関など多様かつ多数の対象者が存在し、膨大な労力や費用が必要となることから、「同意を得ることが困難である」と考えられます。そのため、「要約版」の公表は、個人情報保護法第23条第1項第三号の例外規定に該当し、同意取得を必要とせず「要約版」を公表できることが原則となりますが、本制度の公益性や昨今の個人の情報管理にかかる社会的動向に鑑み、保護者および分娩機関・関連医療機関からの同意取得に努めたうえで、「要約版」の公表を再開することといたしました。
- 4) 今後、保護者および分娩機関・関連医療機関から「要約版」の公表についての同意・不同意の意思を確認し、2019年1月以降、順次、「要約版」の公表を行ってまいります。ただし、保護者または分娩機関・関連医療機関のいずれかから「要約版」の公表を行うことについて同意しない旨の意思表示があった場合は、当該「要約版」はホームページに掲載いたしません。

2. 「要約版」に掲載する内容

掲載する「要約版」の内容は、公表停止以前から変更はありません。また、特定の個人を識別できる情報や分娩機関を特定できるような情報は含まれておりません。

3. 今後の予定

本年12月以降、該当する分娩機関等およびお子様・保護者に、同意に関するご案内をお送りさせていただき、2019年1月以降、不同意の意思表示のあった場合を除いて、順次、公表してまいります。

以上